

自転車駐車場の付置義務について（条例制定：昭和62年10月14日）

一定規模以上の施設（遊技場、スーパーマーケット、その他の大規模店舗、百貨店、金融機関）を新築、または増築する場合は、自転車駐車場の付置が義務付けられている。

（豊島区自転車等の放置防止に関する条例、同施行規則）

1 自転車駐車場の付置義務地域

自転車駐車場を設置しなければならない地域は、区内の都市計画法で定める商業地域と近隣商業地域となっている。

2 自転車駐車場設置が必要な建物用途・規模と自転車駐車場の規模

| 施設の用途 | 施設の規模 | 自転車駐車場の規模 （1台に満たない端数は切り捨てる） |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------|
| 遊技場 | 店舗面積が300㎡を超えるもの | 店舗面積15㎡ごとに1台 （店舗面積が5,000㎡を超える部分については店舗面積30㎡ごとに1台） |
| スーパーマーケット その他の大規模店舗 | 店舗面積が400㎡を超えるもの | 店舗面積20㎡ごとに1台 （店舗面積が5,000㎡を超える部分については店舗面積40㎡ごとに1台） |
| 百貨店 | 店舗面積が1,200㎡を超えるもの | 店舗面積60㎡ごとに1台 （店舗面積が5,000㎡を超える部分については店舗面積120㎡ごとに1台） |
| 銀行等金融機関 | 店舗面積が500㎡を超えるもの | 店舗面積25㎡ごとに1台 （店舗面積が5,000㎡を超える部分については店舗面積50㎡ごとに1台） |

3 主な課題

上記以外の施設で、集客力の高い飲食店あるいは多数の学生が集まる専修学校や学習塾などが対象施設となっていない。

付置義務施設が自転車駐車場を設置する場合であっても、地上階以外に作られ利用率が低いものや倉庫等に転用されている場合もある。

付置義務が商業地域または近隣商業地域内に限定され、その他の用途地域に建設される店舗等は対象とならない。

対象施設であっても新・増築のみに付置義務がかかり、いわゆる「用途変更」は対象とされない（もっとも自転車法の規定自体「新築または増築」に限られている。）